

令和7年度第3回東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）【基本研修免除】実施要項

1 研修の概要

（1）目的

介護職員等がたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）を行うためには、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく所定の研修を修了する必要があります。

このため、都内の介護保険施設や障害者施設等において医師、看護職員との連携の下により安全にたんの吸引等を適切に行える介護職員等の養成を目的としてたんの吸引等研修（不特定多数の者対象）を実施します。

本研修は、実地研修を自施設（同法人内他事業所を含む。）又は利用者の居宅等で実地研修を行うことを希望する介護職員等で、実地研修から受講する者（基本研修免除者）を対象とするものです。

※第3回は基本研修から受講する者の募集はありません。また、自施設で行う実地研修のみとなります。

（2）実施主体及び研修実施機関

- ・実施主体：東京都福祉局（以下「都」という。）
- ・研修実施機関：（公財）東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）が都より受託

（3）研修対象者

以下のア～ウに示す条件を満たす方が研修対象となります。

ア 東京都内に所在する施設・事業所のうち、別表1に示す対象施設・事業所に所属し、たんの吸引等を行う必要がある介護職員等で、事業所長・施設長等が本研修の受講者として推薦する者。

※1 個人での申し込みはできません。

※2 病院等の医療機関に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

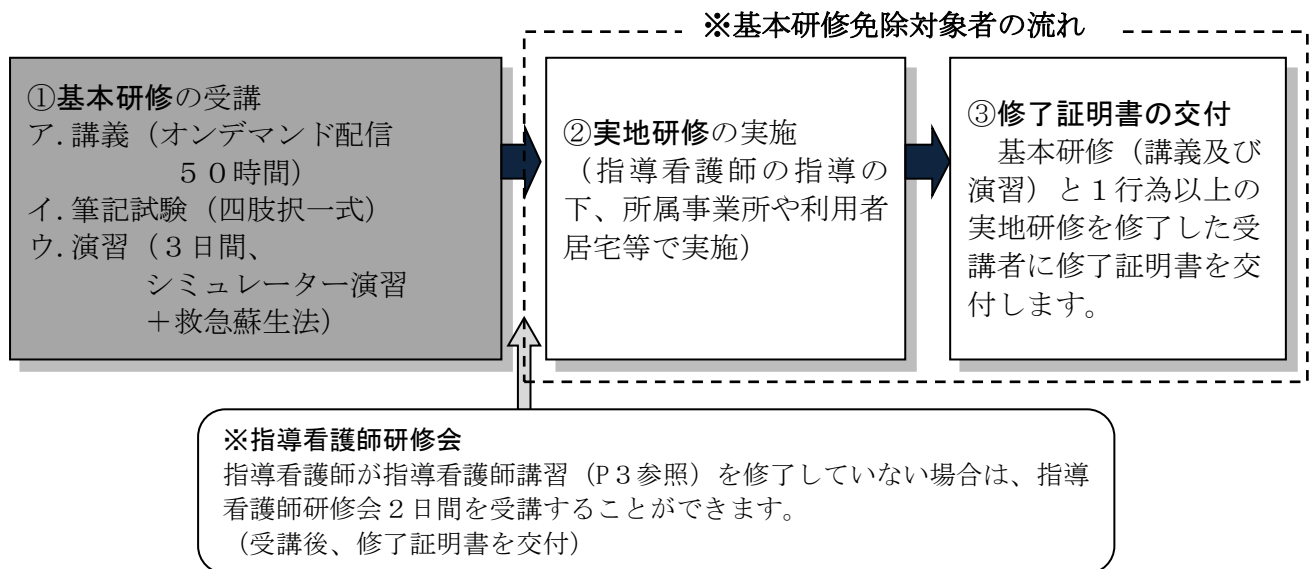
イ 下記①～③のいずれかに該当し、修了証明書等のコピーの提出が可能な者。

- ①介護福祉士養成課程（養成施設、実務者研修、福祉系高校等）において医療的ケアの講義及び演習を修了し、「実地研修」が未修了の者
- ②すでに第2号研修を修了しており、既修了の特定行為以外の行為の追加を希望する者
- ③不特定多数の者対象研修を過去に受講し、「研修修了課程確認書（不特定多数の者対象）」等を交付されている者

ウ 施設配置医又はご利用者のかかりつけ医等から、ご利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認された（又は承認をうけることができる）者。また、「医師の指示書」等の書面により必要な医療的ケアの適切な指示を受けることが可能な者。

(4) 研修の流れ

研修受講の基本的な流れは以下のとおりです。



① 基本研修

本研修は基本研修修了者が対象です。基本研修の開催は予定しておりませんので、必ず「基本研修（講義・演習）」を修了していることを確認の上、お申し込みください。

② 実地研修（基本研修免除対象者はここから）

指定された実地研修期間内（概ね6か月間）に、実地研修場所*において、指導看護師の指導の下で、行為の種類ごとに所定の回数以上（別表3：9頁参照）を実施します。

「5行為全て」を修了した場合は「第1号研修」を、各行為のうちいずれか任意の行為を修了した場合は、修了した「特定行為」に基づく「第2号研修」を修了したこととなります。

【実地研修場所について】

実地研修は、原則として、以下の①又は②に示した場所で実施します。そのため、受講申込者が所属する施設・事業者代表者は、実地研修開始日までに、別表2（7、8頁参照）に示す要件をすべて満たしておく（見込を含む）必要があります。

① 研修を受講する介護職員等の所属する施設・事業所及び同法人内他事業所
※病院等の医療機関は不可。（ただし、介護療養型医療病床等施設を除く。）

② 利用者の居宅等（指導看護師の確保、利用者の同意等が必要）

(5) 指導看護師研修会

実地研修を実施する際には、受講者を指導・評価する指導看護師（所定の「指導看護師研修」修了者）を1人以上確保・配置することが必要となります。

財団では、たんの吸引等研修（不特定多数の者対象）の申込があった施設・事業所の指導看護師予定者（指導看護師研修未受講者）を対象に、「指導看護師研修会」を開催しています。研修修了者には、後日「指導者講習修了証明書」を交付します。

【指導看護師の要件】

- 医師、保健師、助産師又は正看護師（准看護師は不可）の資格があること。
- 臨床等での実務経験を3年以上有していること。
- 下記の「該当する指導者講習①～③」のいずれかの研修を受講・修了していること。

〈該当する指導者講習〉

- ①平成23年度及び24年度に厚生労働省が実施した「指導者講習」(国研修)の修了者
- ②平成23年度以降に東京都(財団主催)が実施した「指導看護師研修」(伝達研修・2日間)の修了者(ただし、他県主催の指導看護師研修(第1号、第2号)及び修了予定者を含む。)
- ③「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「医療的ケア教員講習会」の修了者

〈該当しない指導者講習〉(上記「②又は③」の指導者講習を受講・修了する必要あり)

- ・平成23年度に実施した「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修会」に基づく「指導看護師研修(施設内14時間研修に対応)」修了者
- ・「特定の者対象のたんの吸引研修(第3号研修)」における「指導看護師」修了者。(東京都及び他県の登録研修機関を含む)
- ・公益財団法人日本訪問看護財団が主催する「在宅での喀痰吸引・経管栄養管理 第3号研修における実地指導者の養成セミナー」の修了者

③ 修了証明書の交付

実地研修の修了後に「研修修了証明書」を交付します。

※たんの吸引等の実施には、さらに従事者認定等の手続きが必要です。

2 受講申込

(1) 申込要件(以下の要件をすべて満たす必要があります。)

- ア 受講者が研修の全課程(基本研修及び実地研修)に参加できること。
※基本研修免除対象者は実地研修に参加できること。
- イ 「(3)研修対象者」(1頁参照)の条件を満たすこと。
- ウ 指導看護師研修受講者については、上記の【指導看護師の要件】を満たすこと。

(2) 受講申込者数

- ア 研修受講者(介護職員等)
受講可能な人数を推薦・申込してください(受講決定後の辞退は原則認めません)。
- イ 指導看護師研修受講者(看護師等)
1事業所(施設)2名までとします。
※指導看護師研修のみの申込を行うことはできません。

(3) 申込方法(研修予約システムによるオンライン申込)

財団ホームページ(<https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/futokutei/>) >

>「研修予約システム」(緑色のバー) >「令和7年度 第3回東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)」を選択し、申込み内容を入力して下さい。申込手順は以下のとおりです。

〈手順①〉アップロードするデータの準備

研修申込にあたり下記アからオのうちいずれかの書類のアップロード等の準備(書類をPDF又は写真データにする)が必要になります。

- ア 実務者研修修了証明書(修了見込みは不可)
- イ 指定施設・学校が発行した基本研修修了証明書又は平成28年度以降の卒業証書
- ウ 平成28年度以降の介護福祉士登録証(EPA対象国の方などで令和6年度以前を除く)
- エ 第2号研修修了証明書
既に2号研修を修了し、既修了の特定の行為以外の行為追加を希望する方
- オ 研修課程修了確認書等
不特定多数の者対象研修において、基本研修(講義・演習)のみ修了した方

〈手順②〉研修予約システムによるフォーム入力・送信

受講生情報（生年月日、アップロードが必要な書類等）を事前に取りまとめの上、お申込みください。

〈手順③〉申込完了メールの送信

研修申込情報を入力・送信後、研修予約システムに入力された各事業所・施設のメールアドレス宛（以下、「各事業所・施設のメールアドレス」という。）に財団より申込完了のメールが自動送信されます。

新規申込は1事業所につき1回限りです。追加・変更を希望する場合は、申込完了時に自動返信される「申込完了メール」の本文に記載された URL よりマイページにアクセスし、申込情報の追加・変更を行ってください。

（４）研修申込締切日

令和7年11月12日（水）23時59分まで

※指導看護師研修受講希望の事業所は、研修申込締切日が異なります。下記の通りです。

令和7年11月5日（水）23時59分まで

（５）受講決定

令和7年12月上旬（予定）に、財団より各事業所・施設のメールアドレス宛に受講決定者の連絡をいたします。

※受講申し込みが定員を超過した場合は、受講できないことがありますのでご了承ください。

※受講決定通知書及び受講票、受講の手引き等の資料は、必ず各事業所・施設宛に送信されている「申込完了メール」に記載された URL から、をダウンロードしてください。

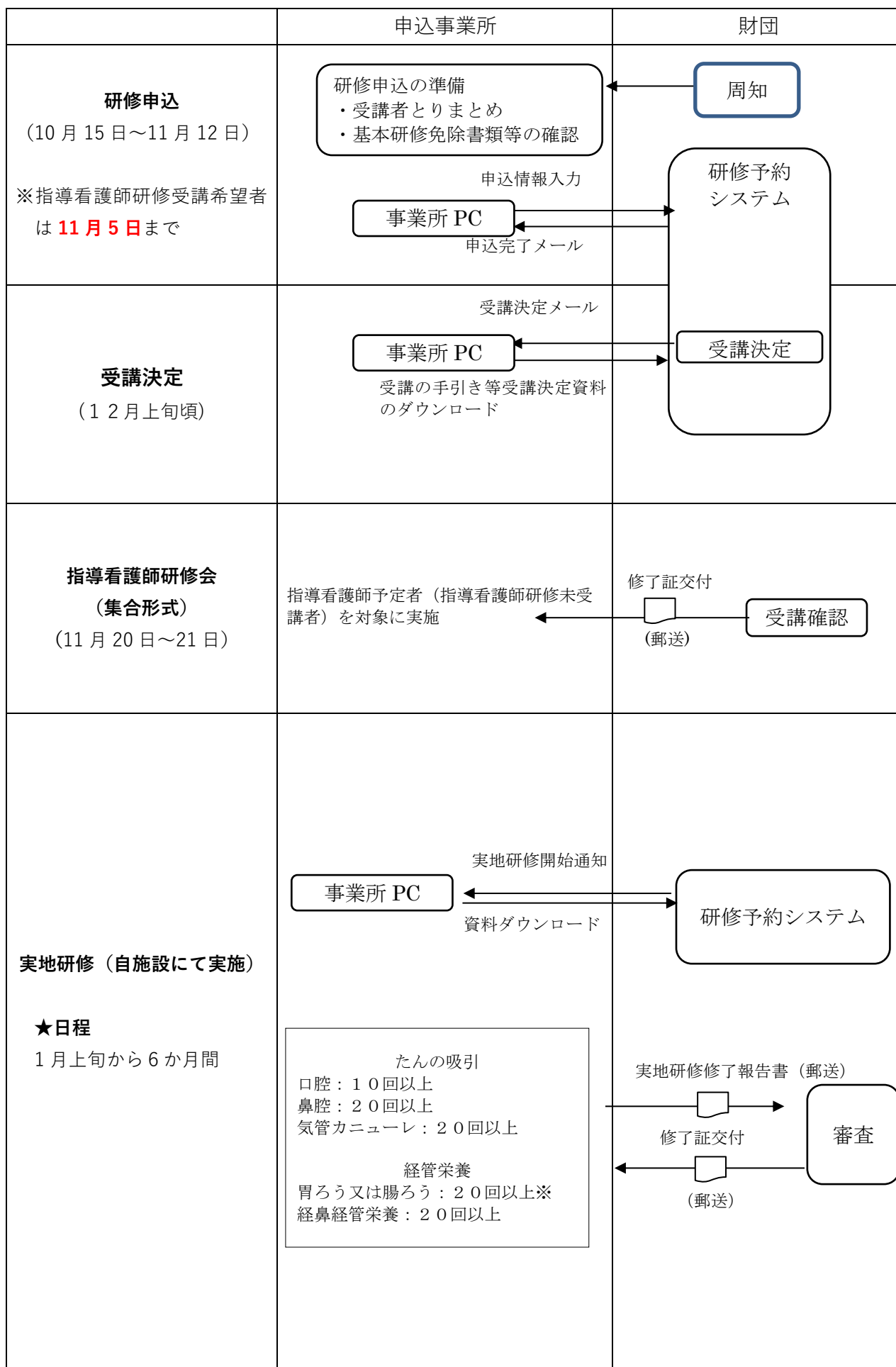
（６）その他

- ・指導看護師研修会に係る経費（テキスト代、会場費、普通救命講習参加費等）は全て東京都が負担しますが、会場への往復交通費及び昼食代等は、自己負担となります。
- ・申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営並びに認定特定行為業務従事者の認定及び登録特定行為事業者の登録以外の目的に利用することはありません。

○問合せ先

公益財団法人 東京都福祉保健財団法人材養成部 福祉人材養成室（たんの吸引担当）
（電話）03-3344-8629 （メール）futokutei-1@fukushizaidan.jp

【基本研修免除対象者】研修申込から修了までの流れ（令和7年度第3回スケジュール）



別表1 「不特定多数の者対象研修」対象施設・事業所種別

分野	事業所形態	事業所種別
高齢	施設	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
	在宅系サービス	・短期入所生活介護事業所 ・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・地域密着型通所介護 等
障害	施設	・障害者支援施設 ・障害児施設（医療機関を除く）
	在宅系サービス	・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 等

（注）医療機関等に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

別表2 <実地研修の要件>

(ア) 基本的事項に係る要件

要 件
1 実地研修を予定しているたんの吸引等の利用者が適当数入所又はサービスを利用していること。
2 実地研修においては、たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）のうち、施設の方針、実態【利用者の状況、人数】等を勘案のうえ、必要な行為を1行為以上修了することが可能なこと。
3 実地研修において、利用者本人及び家族が実地研修の実施に協力できること。
4 医療、介護等の関係者による連携体制が確保されること。
5 実地研修場所において、受講者を指導する指導看護師を1人以上確保・配置することが可能であること。 訪問介護事業者(所)等にあつては、必要に応じて訪問看護事業者(所)と連携の上、実地研修の場(利用者の居宅等を含む)において所定の「指導看護師研修」を修了した指導看護師を1名以上確保することが可能なこと。
6 指導看護師は、医師、保健師、助産師又は正看護師（准看護師は不可）の資格とともに、臨床等での実務経験を3年以上有し、実施要領に示す、所定の「指導看護師研修」を受講・修了していること。
7 過去5年以内に、東京都から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者総合支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。
8 施設又は事業所の責任者及び職員が実地研修に協力できること。
9 原則として研修を受ける介護職員等の所属施設・事業所を実地研修場所とすること。 やむを得ず、所属施設・事業所以外を実地研修場所とする場合は、同法人内他事業所等を限度とし、研修申込時に当該実地研修場所の所属長・代表者の承諾を得ること。 また、「医療機関（病院・診療所）」で実地研修を行う際は、対象者の状態が比較的安定している場合に限り行うこと。

(イ) 利用者の同意に係る要件

要 件
10 実地研修実施時において利用者本人（利用者に同意する能力がない場合には、その家族等）に、たんの吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応、医師との連携等について施設長等が説明を行い、その理解を得た上で、指導看護師の下、介護職員等が実地研修を行うことについて書面により同意を得ること。（協力者全員の「実地研修同意書兼誓約書」（別途指定書類）の写し（コピー）を実地研修修了時に提出することが可能なこと。）

(ウ) 医療関係者による的確な医療管理に係る要件

要 件
11 医師から指導看護師及び介護職員に対し、書面による必要な指示があること。
12 所定の研修を修了した指導看護師の指導の下、介護職員等が実地研修を行うこと。
13 訪問介護事業者(所)等にあつては、家族、利用者のかかりつけ医等、指導看護師、保健所の保健師等、家族以外の者等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実地研修を行うこと。
14 配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(エ) たんの吸引等の水準確保に係る要件

要 件
15 実地研修においては、「所定の指導看護師研修(指導者講習)」を修了した指導看護師が介護職員等を指導すること。
16 介護職員等は、必要な基本研修(講義及び演習)を修了し、基本研修の到達目標を達成した者であること。
17 たんの吸引等の行為(実地研修)については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
18 当該利用者に関するたんの吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(オ) 施設における体制整備に係る要件

要 件
19 実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
20 利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医(別途主治医がいる場合に限る。)、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。 訪問介護事業者(所)等にあつては、適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、利用者のかかりつけ医等及び指導看護師の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医等及び指導看護師との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。
21 たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
22 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
23 ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
24 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。
25 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

(カ) 地域における体制整備に係る要件

要 件
26 医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

別表3 実地研修における各行為の実施回数

行為の種類		実施回数
たんの吸引 ¹⁾	口腔内の喀痰吸引（通常手順）	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
経管栄養 ²⁾	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

注1)「たんの吸引」に関しては、いずれも「通常手順」のみに限定し、非侵襲的人工呼吸器装着者(NPPV)及び侵襲的人工呼吸器装着者(TPPV)に対する実地研修は対象外となります。

非侵襲的・侵襲的人工呼吸器装着者に対する「たんの吸引」が必要な場合は、「特定の者研修（第3号研修）」を個別に受講する必要があります（受講する場合には、基本研修から受講いただきます）。

2)「胃ろう又は腸ろうにおける経管栄養」に使用する栄養剤について、近年では医療機関のみならず介護施設・事業所においても、「半固形タイプ」の栄養剤の使用が普及してきています。

将来的な半固形栄養剤の使用に対応できるよう、可能な限り「滴下※及び半固形※の両方」の手技を実施してください。

また、現在及び将来的にも「滴下のみ」又は「半固形のみ」を施設方針とする施設・事業所においては施設の方針にあわせ、片方のみの実地研修を行うことも可能です。

なお、令和6年度まで半固形の利用者が入所されている施設・事業所においては、医師に相談のうえ、利用者の同意のもと水分補給等の形で滴下による手技を適宜実施していただいておりますが、令和7年度からは栄養剤による実施で所定の回数を行った行為のみ、修了と認める形とし、水分補給等の形での実施をすることはできませんのでご注意ください。

また、半固形栄養剤を使用して「経鼻経管栄養」の研修を実施することもできません。（本制度対象外）

※胃ろう又は腸ろうにおける経管栄養の滴下と半固形の区別について

本研修における「滴下による経管栄養法」とは、イリゲータ（栄養ボトル）、パック式栄養剤等と栄養点滴チューブを用いて高低差による自然滴下（クレンメによる滴下管理）により実施する方法とします。

「半固形による経管栄養法」とは、市販等の半固形化栄養剤を、手（スクイザー等）又はカテーテルチップ型シリンジ、加圧バッグ等を用いて、適切な速度で注入する方法とします。

令和7年度研修の留意点

経管栄養の実地研修は栄養剤による実施のみです

実地研修は所属事業所（同法人内他事業所を含む。）又は都指定の実地研修施設の実地研修先において、指導看護師の指導の下で、たんの吸引等の行為の種類ごとに所定の回数以上を実施します。（受講決定通知に記載の行為のみ。行為の追加はできません。）

※「5行為全て」を修了した場合は「第1号研修」、各行為のうちいずれか任意の行為を修了した場合は、修了した「特定行為」に基づく「第2号研修」の修了となります。

【実地研修における各行為の実施回数】

行為の種類		実施回数
たんの吸引 ¹⁾	口腔内の喀痰吸引（通常手順）	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
経管栄養 ²⁾	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

注1)「たんの吸引」に関しては、いずれも「通常手順」のみに限定し、非侵襲的人工呼吸器装着者(NPPV)及び侵襲的人工呼吸器装着者(TPPV)に対する実地研修は対象外となります。

非侵襲的・侵襲的人工呼吸器装着者に対する「たんの吸引」が必要な場合は、「特定の者研修（第3号研修）」を個別に受講する必要があります（受講する場合には、基本研修から受講いただきます）。

注2)「胃ろう又は腸ろうにおける経管栄養」に使用する栄養剤について

令和6年度まで半固形のみ利用者が入所されている施設・事業所において、医師に相談のうえ、利用者の同意のもと水分補給等の形で滴下による手技を適宜実施していただいていたが、国の見解に基づき以下のとおり取り扱いを変更します。



令和7年度からは医師の指示書に記載がある場合であっても

補水液（ソリタ水等）を含む水分補給の形で実地研修を行うことはできません。栄養剤による実施で所定の回数※を行った行為のみ、修了と認める形とします。

【所定の回数の考え方と修了証明書の記載について】

使用する栄養剤	所定の回数	修了証明書の記載
①滴下及び半固形	滴下10回以上、 半固形10回以上	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
②滴下のみ	20回以上	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下のみ)
③半固形のみ	20回以上	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固形のみ)

※③で修了する場合は、修了証は「半固形のみ」の記載となり、他の道府県で従事者の認定を申請する際に、滴下での研修が必要になる場合がありますのでご注意ください。

指導看護師の評価が、「実地研修評価票」の全ての項目について手順通りに実施でき、下記のいずれの条件も満たす場合において、実地研修の修了となります。

- ① 当該ケアにおいて最終的な累計成功率が70%以上であること。
 - ② 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。
- ※胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の滴下及び半固形を行う場合は、各行為の回数（10回以上）の実施について、①②を満たす必要があります。
- 例：滴下と半固形合計20回で成功率70%を超えていても、そのうちの滴下10回で成功率70%以下の場合